



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第9号

目次

訓令甲

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県職員研修規程の一部改正 (七・統 括 本 部) 一
- ◎くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正 (八・くらしの安全安心課) 一
- ◎国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正 (九・国 際 課) 一
- ◎佐賀県労政事務所処務規程の廃止 (一〇・農林水産商工本部) 二
- ◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (一一・県土づくり本部) 二
- ◎佐賀県守衛被服類貸与規程 (一二・総 務 法 制 課) 二〇
- ◎佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正 (一三・職 員 課) 二
- ◎佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正 (一四・") (一六
- ◎佐賀県財務規則に基づく予算執行に関する合議基準の廃止 (一五・財 務 課) 一六

○ 訓令甲

◎佐賀県訓令甲第七号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県職員研修規程（平成十七年佐賀県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

目次中「研修所研修」を「修習所研修」に改める。

第三条第二項中「職員研修所長」を「自治修習所長」に改める。

第五条第二号中「研修所研修」を「修習所研修」に改める。

第三章 研修所研修」を「第三章 修習所研修」に改める。

第十二条の見出し中「研修所研修」を「修習所研修」に改め、同条中「研修

所研修」を「修習所研修」に改め、「共通して」の下に「、又は職員の特性に

応じて」を加える。

第十三条から第十五条まで、第十七条及び第十九条中「研修所研修」を「修

習所研修」に改める。

第三十六条中「職員研修所」を「自治修習所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第八号

くらし環境本部くらしの安全安心課

くらしの安全安心課の消費生活業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成十六年佐賀県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第二項中「課長の」を「課長又は職員のうち参事、副課長若しくは係長の」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

◎佐賀県訓令甲第九号

くらし環境本部

国際課の旅券業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成十六年佐賀県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

題名を次のように改める。

国際課の旅券業務に従事する職員の週休日等に関する規程

第一条中「第四条」を「第四条、第六条及び第七条」に、「及び勤務時間の割振り」を「勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間」に改める。

第三条第一項中「ように」の下に「次の表により」を加え、後段を削り、同項に次の表を加える。

勤務時間割の区分		始業時刻	終業時刻
A		八時三十分	十七時十五分
B		十時四十五分	十九時三十分

第三条の次に次の一条を加える。

（休憩時間及び休息時間）

第四条 職員の休憩時間及び休息時間は、課長がそれぞれ所定の時間を定めるものとする。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十号

佐賀県労政事務所処務規程（昭和三十一年佐賀県訓令甲第十六号）は、廃止する。

平成十八年三月三十一日

農林水産商工本部
各 労 政 事 務 所

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十一号

県土づくり本部
各 土 木 事 務 所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第一条に次の一項を加える。

5 室に副室長及び係長を置くことができる。

第二条第四項中「その課」を「課」に改め、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「その課」を「課又は室」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。

第三条第一項中第十号の八を削り、第十号の七を第十号の八とし、第十号の六を第十号の七とし、第十号の五の次に次の一号を加える。

十の六 道路法第九十二条及び第九十四条の規定による不用物件の管理及び処分（国土交通省所管の国有財産に係る存置協議及び高速道路内に存する国有財産の貸付けを除く。）に関すること。

第三条第一項第十七号を次のように改める。

十七 削除

第三条第一項第二十五号を次のように改める。

二十五 広告物条例第十四条の二の規定による勧告に関すること。
第三条第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

佐賀県知事 古川 康

二十五の二 広告物条例第十五条の規定による除却命令及び同条例第十七条の十七の規定による公表に係る事前手続に関すること。

第三条第一項中第二十七号の二を第二十七号の四とし、同項第二十七号の次に次の二号を加える。

二十七の二 建築基準法第七条の六第一項及び同法第十八条第十三項の規定による完了検査済証交付前の仮使用の承認に関すること。

二十七の三 建築基準法第八十五条第五項の規定による仮設建築物の許可に関すること。

別記様式第五号及び別記様式第六号を次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

第一表

(表)

整理番号		図面対照番号		道 路 台 帳								
道路の種類		路線名		道路管理者								
路線の指定(認定)年月日				指定(認定)の該当条項								
起 点		終 点		主要な経過地								
路線の延長		メートル		使用開始の区間及び年月日								
路線の延長の内訳	供用されている区間の延長	実延長		メートル								
		重複延長		メートル								
		供用されていない区間の延長		メートル								
	実延長の内訳	道 路		ト ン ネル		橋			渡 船 施 設			
		メートル		個 数	延 長	種 類	個 数	延 長	渡 船 場		渡 船	
						永久橋		メートル				
						木 橋		メートル	個 数	延 長	船 数	運 行 距 離
						混合橋		メートル				
						計		メートル		メートル		メートル
		車道の幅員		9.0メートル以上		5.5メートル以上 9.0メートル未満		4.0メートル以上 5.5メートル未満		4.0メートル未満		
		路面の種類		舗 装 道		メートル		メートル		メートル		
				砂 利 道		メートル		メートル		メートル		
				計		メートル		メートル		メートル		
		自動車交通不能区間の延長		メートル		鉄道又は新設 軌道との交差			交 差 の 方 式		個 数	
		道路の敷地の面積	国有地	地方公共 団体有地	民有地	計		立体交差		跨 道		
平方メートル	平方メートル		平方メートル	平方メートル	平面交差		跨 線					
平方メートル			平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル			
最小車道幅員		箇 所		最小曲線半径		箇 所		最急縦断勾配		箇 所		
メートル				メートル				パーセント				
有料の道路	区 間		延 長		管 理 者		根 拠 条 例		料 金 徴 収 期 間			
	延長の内訳	道 路		ト ン ネル		橋			渡 船 施 設			
		メートル		メートル		メートル			メートル			
	9.0メートル以上	メートル	5.5メートル以上 9.0メートル未満	メートル	4.0メートル以上 5.5メートル未満	メートル	4.0メートル未満	メートル				
駐車場	位 置	規 模		構 造	管 理 者	根 拠 条 例	料 金 徴 収 開 始 の 日					
		面 積	駐 車 台 数									
		平方メートル	台									

注 重複延長の欄には、法第11条第1項又は第2項の規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

(裏)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

道路一体建物の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

その他特記すべき事項

調製（改訂）の年月日

第二表

実延長調書

区間	幅			員			延			長		通 加 長	路面の 種類	備 考
	車道	歩道	分離帯	路肩	道路	トンネル	橋	渡船施設	計					

注 備考欄には、自動車交通不能その他道路の管理上必要な事項を記載すること。

第三表

トンネル調書

図面対 照番号	名 称	箇 所	延 長	構 造			有効高	拱 側 壁	排水 施設	照明 施設	建設 年次	備 考
				幅 車道	幅 歩道	員 路肩						

注 備考欄には、トンネルの保全の状況その他トンネルの管理上必要な事項を記載すること。

第四表

橋 調 査 書

図面対 照番号	名 称	箇 所	延 長	幅 員			面 積	橋種及 び型式	建設 年次	耐荷 荷重	現 況	備 考
				車道	歩道	路肩						

- 注 1 耐荷荷重の欄には、一車線当たりの通行することができる最大車両の総重量を記載すること。
 2 現況の欄には、自動車交通不能又は荷重制限に関する事項を記載すること。
 3 備考の欄には、橋の保全の状況その他橋の管理に必要な事項を記載すること。

第五表

鉄 道 等 と の 交 差 調 査 書

図面対照番号	箇 所	鉄道又は新設 軌道の名称	交差の方式	延 長	幅 員	有効高又は 交差角度	備 考

- 注 1 有効高又は交差角度の欄には、立体交差にあつては有効高、平面交差にあつては交差角度を記載すること。
 2 備考の欄には、踏切道における保安設備の状況その他鉄道等の交差に関し道路の管理に必要な事項を記載すること。

様式第6号(第7条関係)

発注者〔 〕

橋 梁 台 帳 (鋼橋用)

No.

平成 年 月 竣工

橋梁名	設計荷重										主構造	造	t																	
	最大支間長													m	ケーブル・ロープ	t														
所在地	アーチ支間長										m	その他の付属品	t																	
	主桁本数										本	総重量	t																	
上部工形式	主塔高										m	外	面																	
	最大桁高										m	内	面																	
橋長L	m	有効幅員W	m	アーチライズ										m																
径間数	床版種類										種類	内	面																	
支間割(アーチ・ラーメン支間長)	支承種類										種類	内	面																	
橋面積 A_B	m ²										種類	内	面																	
工事費(諸経費を含む。)千円	施工工期										平成 年 月 月～平成 年 月 月	うち実質工期	ヶ月	[特記事項及び補修履歴]																
	現場条件										上部工	下部工	ヶ月																	
下部工	躯体高H										m	鋼材量	t	コンクリート量	m ³	鉄筋量	t	工費(直接工事費)	千円											
	基礎工										躯体高H	m	鋼材量	t	コンクリート量	m ³	鉄筋量	t	工費(直接工事費)	千円										
合計 σ	橋面積当り単価										σ/A_B	千円/m ²	No.	形	式	種	類	杭径	m	状態	本数	本	杭長	m	ケーソン・連壁	体積	空	m ³	工費	千円
	架設工法										No.	形	式	種	類	杭径	m	状態	本数	本	杭長	m	ケーソン・連壁	体積	空	m ³	工費	千円		

(注) 一般図(縮小したもの)を必ず添付して下さい。

発注者 ()

橋 梁 台 帳 (コンクリート橋用)

No.

平成 年 月 竣工

橋梁名												
												
所在地													
上部工形式													
橋長L	m		有効幅員W	m									
径間数													
支間割(アーチ・ラーメン支間長)	m												
橋面積 A_B	m ²												
工事費(諸経費を含む。)千円	施工工期				平成 年 月 ~ 平成 年 月	うち実質工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	うち実質工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	うち実質工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	現場条件												
下部工	No.		形	式	躯体		鋼材量		鉄筋量		工費(直接工事費)千円		
基礎工					躯体高H	m	鋼材量	t	コンクリート量	m ³	鉄筋量	t	工費(直接工事費)千円
合計 σ													
橋面積当り単価 σ/A_B 千円/m ²													
架設工法	No.		形	式	形		状		法		クーロン・連壁	工費(直接工事費)千円	
					杭径	m	本数	本数	本数	本数	杭長	m	工費(直接工事費)千円
[特記事項及び補修履歴]													

注) 一般図(縮小したもの)を必ず添付して下さい。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十二号

本庁

佐賀県守衛被服類貸与規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県守衛被服類貸与規程

佐賀県守衛被服類貸与規程(昭和二十四年庁中令第八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、知事の事務部局に勤務する守衛に貸与する被服類に関し、佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)第二条に規定する被服類の品目、数量及び貸与期間並びに第七条に規定する貸与品の返還の特例について定めるものとする。

(貸与の範囲)

第二条 主任守衛、副主任守衛及び守衛に貸与する被服類の品目、数量、貸与期間及び規格は、次の表のとおりとする。

品目	数量	貸与期間	規格
制服(合服)	一着	三箇年	紺色のシングル
制服(冬服)	一着	三箇年	紺色のシングル
制帽(夏用)	一個	三箇年	メッシュ生地とし、別図による。
制帽(冬用)	一個	五箇年	別図による。
ワイシャツ(半袖)	一着	一箇年	白色、肩章付き
ワイシャツ(長袖)	一着	一箇年	白色
手袋	五組	一箇年	白色
ネクタイ	一本	一箇年	紺色
靴	一足	二箇年	黒色
雨衣	一着	三箇年	ベージュ色又は白色
防寒服	一着	五箇年	黒色又は紺色

(貸与品の返還)

第三条 被服類の貸与を受けた職員が退職したとき、又は貸与期間が満了したとき(貸与期間満了後も引き続き当該被服類を使用する場合を除く。)は、その日から十日以内に貸与品を総務法制課長に返還しなければならない。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

別図

帽章



帽子



◎佐賀県訓令甲第十三号

本 庁

現 地 機 関

労働委員会事務局

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第七条の見出しを「（貸与品の返還等）」に改め、同条中「職員課長」を「所属長」に改め、同条に次の二項を加える。

2 所属長は、被貸与者が異動により勤務箇所を変つた場合において、引き続き同一種類の被服の貸与を受けることとなるときは、前項の規定にかかわらず、現に貸与している貸与品を引き続き使用させるものとする。

3 所属長は、貸与期間満了後、被貸与者に現に貸与している貸与品について、その損耗の程度が使用に堪えたと認めるときは当該貸与品を同一被貸与者に引き続き使用させるものとし、使用に堪えないと認めるときは新たな貸与品を貸与するものとする。この場合において、使用に堪えない貸与品については、返還を免除することができる。

第八条第一項を次のように改める。

被貸与者は、貸与品を亡失したとき又は貸与品が別表第一に定める貸与期間満了前にき損し、使用に堪えなくなつたときは、直ちに貸与品き損・亡失届（様式第二号）を所属長に提出しなければならない。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条に次の一項を加える。

2 第七条第二項の規定により貸与品を引き続き使用させるときは、旧所属長は、当該被貸与者に係る貸与品貸与台帳を新所属長に引き継ぐものとする。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第2条、第7条、第8条)

区分	被貸与者		貸与品		
	職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)
1 統一した被服類の着用を要する職にある職員	(1) 水産課で漁業取締り業務に従事する職員		夏作業服B(上、下)	1	2
			冬作業服B(上、下)	1	2
			作業帽	1	2
			ゴム長靴	1	2
	(2) 有田窯業大学校で教務を担当する技術吏員		夏作業服A(上、下)	1	3
			冬作業服A(上、下)	1	3
	(3) 産業技術学院で教務を担当する技術吏員		夏作業服B(上、下)	1	2
			冬作業服B(上、下)	1	2
			作業帽	1	2
	(4) 農業大学校で教務を担当する技術吏員		夏作業服B(上、下)	1	1
			冬作業服B(上、下)	1	2
		作業帽	1	2	
		ゴム長靴	1	2	
船舶職員	① 船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける職員	ア 機関業務に従事する職員	夏作業服B(上、下)	1	2
			冬作業服B(上、下)	1	2
	② 船員法の適用を受けない職員		作業帽	1	2
			ゴム長靴	1	2
			安全靴	1	3
	イ その他の職員	夏作業服B(上、下)	1	2	
		冬作業服B(上、下)	1	2	
		作業帽	1	2	
		ゴム長靴	1	2	
(6) 高等水産講習所で教務を担当する技術吏員		夏作業服A(上、下)	1	3	
		冬作業服A(上、下)	1	3	
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1) 計量検定業務に従事する職員		夏作業服A(上、下)	1	3
			冬作業服A(上、下)	1	3
	(2) 火薬類又は高圧ガスの取締り業務に従事する職員		夏作業服A(上、下)	1	3
			冬作業服A(上、下)	1	3
	(3) 環境課原子力安全対策室に勤務する職員		夏作業服A(上、下)	1	3
			冬作業服A(上、下)	1	3
	(4) と畜検査業務に従事する技術吏員		白衣	6	1
			白ズボン	3	1
			ゴム長靴	3	1
	(5) 林業課及び森林整備課に勤務する技術吏員(森林管理業務に従事する者に限る。)		夏作業服A(上、下)	1	3
			冬作業服A(上、下)	1	3
			地下足袋	1	1
	(6) 窯業技術センターに勤務する技術吏員		夏作業服B(上、下)	1	2
		冬作業服B(上、下)	1	2	
(7) 工業技術センターに勤務する技術吏員	① 食品工業部に勤務する技術吏員	冬作業服B(上、下)	1	2	
		白衣	1	1	
	② 材料環境部の化学分析業務に従事する技術吏員	夏作業服B(上、下)	1	2	
冬作業服B(上、下)		1	2		
		白衣	1	2	
③ その他の技術吏員		夏作業服B(上、下)	1	2	
		冬作業服B(上、下)	1	2	
(8) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する技術吏員		夏作業服A(上、下)	1	3	
		冬作業服A(上、下)	1	3	
		ゴム長靴	1	2	
(9) 地域農業改良普及センターに勤務する技術吏員	① 農業改良普及員	夏作業服A(上、下)	1	3	
		冬作業服A(上、下)	1	3	
		ゴム長靴	1	2	
② 生活改良普及員		夏作業服A(上、下)	1	3	
		冬作業服A(上、下)	1	3	

(10) 上場営農センターに勤務する技術吏員	① 園芸業務に従事する技術吏員	夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) ゴム長靴 作業帽	1 1 1 1	1 2 2 2
	② その他の技術吏員	夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) ゴム長靴 白衣 作業帽	1 1 1 1 1	1 2 2 1 2
(11) 農業業務に従事する農業技術員		夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 夏作業服B(下) 冬作業服B(下) 地下足袋又は運動靴 ゴム長靴 作業帽	1 1 1 1 1 1 1	1 1 2 2 1 2 1
(12) 畜産業務に従事する農業技術員		夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 夏作業服B(下) 冬作業服B(下) ゴム長靴 作業帽	1 1 1 1 1 1	1 1 2 2 1 1
(13) 家畜保健衛生所に勤務する技術吏員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) ゴム長靴 白衣	1 1 1 1	3 3 2 2
(14) 土地対策課で国土調査業務に従事する職員		冬作業服A(上、下)	1	3
(15) 建築住宅課に勤務する技術吏員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
(16) 農林事務所に勤務する技術吏員	① 林業業務に従事する技術吏員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) 安全靴又は登山靴	1 1 1	3 3 3
	② 農業土木業務に従事する技術吏員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) ゴム長靴	1 1 1	3 3 2
	③ その他の技術吏員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
(17) 土木事務所、西部地区ダム事務所に勤務する技術吏員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) ゴム長靴	1 1 1	3 3 2
(18) 土木事務所、西部地区ダム事務所に勤務する技術吏員及び事務員	① 樋門管理業務に従事する技能技術員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
	② 道路補修員	夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 夏作業服B(下) 冬作業服B(下) ヘルメット 地下足袋 ゴム長靴 安全靴	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 2 2 4 1 2 3
		③ 機械操作業務に従事する技能技術員	夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) ゴム長靴	1 1 1
	④ 港湾巡視員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) ゴム長靴	1 1 1	3 3 2
(19) 佐賀空港管理事務所に勤務する職員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) ゴム長靴	1 1 1	3 3 2
(20) 電気業務又は電話業務に従事する技術吏員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
(21) 総務法制課で営繕工事の現場監督業務に従事する技術吏員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3

3 保健衛生の見地から被服類の着用を要する職にある職員	(22) 軽油引取税に係る軽油の比重調査業務に従事する職員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3	
	(23) 本庁各課等で工事検査業務に従事する技術吏員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3	
	(24) 技術員及び事務員 (11)、(12)及び(18)に該当する者を除く。	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3	
	(1) 環境センターに勤務する技術吏員	白衣 夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1 1	1 3 3	
	(2) 生活衛生課に勤務する技術吏員(乳肉衛生業務に従事する者に限る。)	白衣 夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1 1	2 3 3	
	(3) 保健福祉事務所に勤務する職員	① 医師	白衣 白ズボン	1 1	1 2
		② 診療放射線技師及び臨床検査技師	白衣 白ズボン	1 1	1 2
		③ 歯科衛生士	白衣 白靴	1 1	1 1
		④ 保健師	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下) 予防衣	1 1 1	3 3 1
		⑤ 栄養士	白衣 白ズボン 三角布又は帽子	1 1 1	1 2 1
		⑥ その他の技術吏員(⑦⑧に該当する者を除く。)	白衣 夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1 1	1 3 3
		⑦ 廃棄物対策業務に従事する職員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
		⑧ 環境保全業務に従事する職員	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
	(4) 福祉施設に勤務する保健師、看護師及び栄養士	① 保健師	ジャージ(下) 予防衣	1 1	2 1
		② 看護師	予防衣 白靴	2 1	1 1
		③ 栄養士	白衣 白ズボン又はジャージ(下) 三角布又は帽子	2 1 1	1 2 1
	(5) 衛生薬業センターに勤務する技術吏員	① 医師及び医薬品課に勤務する薬剤師	白衣 白ズボン	1 1	1 2
		② 微生物課に勤務する技術吏員	白衣 白ズボン 夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1 1 1	1 2 3 3
		③ その他の技術吏員	白衣 夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1 1	1 3 3
	(6) 総合看護学院に勤務する技術吏員	① 医師	白衣 白ズボン	2 1	1 2
		② 保健師	白衣 白靴	2 1	1 1
		③ 看護師及び助産師	看護衣 予防衣 看護帽 白靴 靴下	2 2 1 2 2	1 1 1 1 1
	(7) 精神保健福祉センターに勤務する職員	① 心理判定員	白衣 白ズボン ジャージ(上、下)	1 1 1	1 2 4
		② 医師	白衣 白ズボン	1 1	1 2

		③ 保健師	夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
4 福祉施設に勤務する職員	(1) 機能回復訓練業務に従事する技術職員		ポロシャツ ジャージ(上、下)	1 1	2 3
	(2) 心理判定員		ポロシャツ ジャージ(上、下)	1 1	2 3
	(3) 保育士、寮母、児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、生活指導員及び職業指導員(希望の家に勤務するタイプ又は洋裁に係る職業指導員を除く。)		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3
	(4) 調理員		炊事用白衣 三角布又は帽子 冬作業服B(下)又はジャージ(下) ゴム長靴	2 1 1 1	1 1 2 2
	(5) 洗濯業務に従事する業務技術員		洗濯用白衣 三角布 ジャージ(下) ゴム長靴	2 1 1 1	1 1 2 2
5 試験検査業務に従事する職員	(1) 業務技術員	① 保健福祉事務所に勤務する業務技術員	白衣	1	1
		② その他の機関に勤務する業務技術員	白衣	1	1
	(2) 農業技術防除センター、農業試験研究センター、果樹試験場及び茶業試験場に勤務する技術職員		夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 白衣 作業帽 ゴム長靴	1 1 1 1 1	1 2 2 2 2
	(3) 畜産試験場に勤務する技術職員		夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 白衣 作業帽 ゴム長靴	1 1 1 1 1	1 2 2 2 2
	(4) 水産振興センターに勤務する技術職員		夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 白衣	1 1 1	2 2 2
	(5) 林業試験場に勤務する技術職員		夏作業服B(上、下) 冬作業服B(上、下) 白衣 ゴム長靴	1 1 1 1	2 2 2 2
6 運転業務に従事する職員	運転技術員		夏作業服A(上、下) 冬作業服A(上、下)	1 1	3 3

注1 3の(4)の②に掲げる者については予防衣に代えてジャージ(上、下)(数量1着・貸与期間2年)を、4の(3)に掲げる者については夏作業服A(上、下)に代えてポロシャツ(数量1着、貸与期間2年)を、冬作業服A(上、下)に代えてジャージ(上、下)(数量1着・貸与期間2年)をそれぞれ貸与することができる。

注2 被貸与者が新規採用職員である場合にあっては、当該職員に対する貸与品のうち、次に掲げる品目については、この表の規定にかかわらず、その採用時に2着を貸与するものとする。

(1)夏作業服A(上、下)、(2)冬作業服A(上、下)、(3)夏作業服B(上、下)、(4)冬作業服B(上、下)、(5)ポロシャツ、(6)ジャージ(上、下)、(7)ジャージ(下)、(8)白衣(長袖)(数量1着の者に限る。)

様式第二号中

(所属長の意見)

氏名

④

を

所属長

④

氏名

④

に

改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に貸与されている貸与品については、この訓令の規定により貸与を受けたものとみなす。

●佐賀県訓令甲第十四号

本庁

現地機関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成十七年三月三十一日佐賀県訓

令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事

古川

康

第二条の表中

統括本部	鳥栖市	プロサッカーの振興に関すること。
統括本部	鳥栖市	プロサッカーの振興に関すること。
統括本部	東京都	地方分権の研究に関すること。

を

統括本部	鳥栖市	プロサッカーの振興に関すること。
------	-----	------------------

に、

市町村課

武雄市、神埼町、東脊振村、西有田町、嬉野町

市町村の合併に関すること。

を

生産者支援課

唐津市

漁業協同組合の指導及び監督に関すること。

に改

改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十五号

本庁

佐賀県財務規則に基づく予算執行に関する合議基準(平成八年佐賀県訓令甲

第七号)は、廃止する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事

古川

康

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷